



持続可能な観光地域づくり支援事業費補助金のお知らせ

持続可能で高付加価値な観光地域づくりを推進するため、県内観光事業者等が新たに組み込む旅行商品や観光コンテンツの造成、インバウンド等に対応した受入環境整備など、本県の観光需要の喚起や観光消費の増加、観光産業の収益・生産性向上に資する事業に要する経費の一部を助成いたします。

このような取り組みを支援します。

I 補助事業及び補助対象者

補助事業及び補助対象者は以下のとおりとします。また、補助事業は、いずれも①申請に際して新たに企画・実施するものであり、②本県の観光需要の喚起や観光消費の増加、観光産業の収益・生産性向上に資するものとします。

補助事業	
事業区分	内容
1 新たな旅行商品の造成	<p>県外を発着地として県内に1泊以上宿泊し、県内の有料の観光施設、飲食店、土産物店のいずれか1箇所以上立ち寄る旅行商品で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 令和6年能登半島地震からの復興に資するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・黒部峡谷や氷見、新湊、伏木等の被災した県内観光地を含むもの・五箇山、瑞龍寺など能登を周遊する旅行商品の喪失により能登半島地震後に入込数が減少している観光地を含むもの・県内観光地と能登地域（半島振興法（昭和60年6月14日、法律第63号）に基づき指定された地域）を周遊するもの 等 <p>(2) 富山ならではの多彩な観光資源（自然、文化、食、伝統工芸、歴史等）を活用したもの</p> <ul style="list-style-type: none">・本県の豊かでダイナミックな自然に対する理解を深めるエコツーリズム・くすりや温泉、身体に優しい食文化など健康・癒しをテーマとしたヘルスツーリズム・県民及び近隣県民（石川・福井・岐阜・長野・新潟）を対象としたマイクロツーリズム・ものづくり県の強みや歴史ある伝統工芸の魅力を活かした産業観光 等 <p>(3) 旅行需要の平準化に資するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・冬季（12月から2月。年末年始を除く。）や梅雨（6・7月）の期間に催行するもの・平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く月曜日から金曜日。以下「平日」という。）の宿泊を含むもの 等
2 新たな観光コンテンツの造成や磨き上げ	<p>地域への波及効果（観光需要の喚起や観光消費の増加等）が見込まれ、かつ補助事業終了後に商品として販売する、または継続的に実施することを前提とした新規性（※）のある取組みで、次のいずれかに該当するもの</p> <p>（※）既存の観光素材を単に使用し、組み合わせるものではなく、独自のアイデア・工夫等により、新たな価値・魅力を創出するもの</p> <p>(1) 令和6年能登半島地震からの復興に資するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・黒部峡谷や氷見、新湊、伏木等の被災した県内観光地の観光資源を活用

		<ul style="list-style-type: none"> ・五箇山、瑞龍寺など能登を周遊する旅行商品の喪失により能登半島地震後に入込数が減少している観光地の観光資源を活用 等 <p>(2) 富山ならではの多彩な地域資源（自然、文化、食、伝統工芸、歴史等）を活用したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山湾の活用や保全を通して、観光交流の促進や地域活性化を図るもの 等 <p>(3) 旅行需要の平準化に資するもの</p> <p>冬季（12月から2月。年末年始を除く。）や梅雨（6・7月）、平日の誘客を促進するもの</p>
3	観光客向け受入環境整備	<p>(1) インバウンド向け受入環境整備</p> <p>インバウンドに対応するために実施する設備・備品整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語又はピクトグラム対応 ・無料公衆無線LANの整備 ・キャッシュレス決済の導入 ・メニュー等の多言語化、アレルギー・ベジタリアン表示対応 等 <p>(2) デジタル技術の活用</p> <p>旅行者へのサービスのレベルアップや経営の効率化、生産性向上等を目的としたデジタル技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン予約・決済システム、ECサイトの導入・整備 ・顧客予約管理システムの導入 ・顧客データを活用したマーケティング ・混雑状況可視化システムの導入 等 <p>(3) 産業観光向け受入環境整備</p> <p>産業観光案内用備品・コースの整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明用DVD、パンフレット等の作成 ・工場内通路の安全柵・誘導表示等の設置 ・その他、産業観光実施のために必要と認められる整備事業 <p>(4) 宿泊・観光事業者における人手不足対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動チェックイン、セルフレジ、配膳ロボットなど無人化、省力化 ・従業員施設改修 等
	その他事業	上記の他、知事が特に必要と認める事業

II 補助率及び補助限度額

事業区分	補助対象者	補助率	補助限度額
1 新たな旅行商品の造成	旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する旅行業者	1名1泊当たり2千円	1事業者あたり10万円
2 新たな観光コンテンツの造成や磨き上げ	県内に事業所を有するもので、観光客への商品・サービスを提供する事業者・団体	補助対象経費の2分の1以内	1事業者あたり上限100万円 下限10万円
3 観光客向け受入環境整備			
その他事業			

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

Ⅲ 補助対象経費等

1 補助対象経費

補助対象経費は補助事業の実施に直接必要な経費であり、**交付決定日(※)から令和9年2月28日までの補助事業期間内に着手・完成(支払いを含む)**する経費を対象とします。
※事前着手申請を行い、知事の承認を受け実施するものについては、着手日からとします。

ただし、事前着手は、原則、特別な事情がある場合のみ認められます。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

事業区分2における補助対象経費

経費区分	内容
①観光コンテンツ造成費	・観光コンテンツ・旅行商品の企画経費、宿泊プラン造成経費 ・モニターツアー経費(貸切バス料金、ガイド・案内料金、体験費、昼食代等) ・専門家・アドバイザー謝金・旅費 ・観光イベントの実施経費、施設使用料 ・地域事業者等に対するセミナーの開催 ・効果測定に必要な調査等
②機械装置・備品費	機械装置・備品の購入費、リース・レンタル料(補助事業期間内の経費のみ対象)等 (真に必要不可欠なものに限る)
③プロモーション費	・対外的な情報発信のためのパンフレット・ポスター・チラシ・マニュアル等作成、印刷、広告宣伝費、原稿料等 ・造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘等
その他経費	上記の他、知事が特に必要と認める経費

※③プロモーション費に係る経費は原則、補助対象経費の50%未満とする必要があります。

2 補助対象外経費 ※事業区分共通

- ・経常的な経費(人件費及び旅費、家賃、保証金、敷金・礼金、仲介手数料、光熱水費、通信料等)
- ・不動産購入等施設改修ではない固定資産の取得費用
- ・公租公課(消費税等)
- ・官公署に支払う手数料等
- ・金融機関等への振込手数料
- ・本事業における資金調達に必要な利子等
- ・新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
- ・事業計画期間のみに効果が留まるもの
- ・パソコン、携帯電話、スマートフォン、撮影用機材等、汎用性が高く、目的外使用になり得るものの購入に係る経費(ただし、キャッシュレス対応のためのタブレット端末等、目的外使用の可能性が低いと認められるものは除く。)
- ・自動車等車両の購入費、修理費、車検費用(ただし、補助事業の実施に必要なとなるレンタル自転車の購入費等は除く。)
- ・エアコン(換気機能付きを含む)やテレビ等の生活家電の購入等に係る経費
- ・キャンセル料等の損失補填費用
- ・旅行者等が受益する、景品の購入費用や割引料等の割引原資
- ・補助事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- ・商品券等の金券、クーポン・ポイントでの支払い
- ・転売目的のための備品の購入費
- ・その他公的資金の使途として社会通念上不相当と認められる費用

3 補助金の併給について

本補助金以外の補助金等について、自己負担額の範囲内での給付を受けることは可能とします。

4 支払に関する注意事項について

- ・振込の場合の振込元口座や、クレジットカード支払の引き落とし先口座は、補助金申請者が法人である場合は法人名義、個人事業主である場合は代表者名義である必要があります。
- ・支払の全部又は一部にポイント又は商品券を用いたものは、全額を対象外とします。

申請に係る手続き

1 事前相談及び申請受付

事前相談は必須です。申請を行う前に、申請書の案を提出いただき、観光振興室にて内容確認等をさせていただきます。

期間	相談・申請受付開始	相談受付終了	申請受付終了	交付決定（予定）
第1期	令和8年4月1日（水）	5月12日（火）	5月19日（火）	6月上旬
第2期	令和8年7月1日（水）	8月12日（水）	8月19日（水）	9月上旬
第3期	令和8年9月1日（火）	10月13日（火）	10月20日（火）	11月上旬

※上記は予定であり、変更となる可能性があります。

※予算に余力がある場合、追加募集します。また、予算に達し次第、終了となります。

2 申請方法及び申請書類（※様式は県のホームページからダウンロードできます。）

- (1) 交付申請書（様式第1号） 【メール又は郵送】
- (2) 事業計画書（様式第1号の1又は2） 【メール又は郵送】
- (3) 収支予算書（様式第1号の3）※事業区分2、3対象 【メール又は郵送】
- (4) 誓約書（様式第1号の4） 【メール又は郵送】
- (5) その他関係書類 【メール又は郵送】
 - ・口座振替等届出書
 - ・見積書の写し（10万円以上の場合は、原則、複数者から見積を徴収すること）
 - ・ホームページやカタログ等の写し 等

3 選考方法

- ・審査会において申請内容を協議し、その結果を受けて県が採択案件を決定します。

審査項目	審査ポイント
事業の目的及び内容の妥当性	事業の趣旨に合った内容であるか 事業内容の目的や必要性が明確かつ的確であるか 事業内容や実施方法に具体性があり、実現する可能性が高いか 事業内容に新規性があるか 行政にない独自の発想やノウハウを活用しているか
申請事業者の事業遂行能力及び経費の妥当性	事業を遂行するための十分な組織体制等があるか 所要経費の積算が内容に対して妥当であるか
期待できる効果、今後の事業展開	観光需要の喚起や観光消費の増加、観光産業の収益・生産性向上に寄与することが期待できるか 事業終了後も、何らかの継続や発展が見込めるか

- ・採択結果は個別に通知します。審査の内容に関する問合せには、一切応じかねます。

事業変更に係る手続き

交付決定額の増額は認められません。そのうえで、事業費が増減する場合や事業内容に大きな変更が生じた場合には、観光振興室までご相談ください。必要に応じ、補助事業の変更承認申請書（様式第3号）及び必要書類の提出を求める場合があります。

なお、以下に示す軽微な変更の場合、変更手続きは不要です。

- ・補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないもの
- ・補助対象経費の20パーセント以内の変更

実績報告に係る手続き

1 報告期限

補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日、又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を提出してください。期限内に実績報告がない場合、補助金の交付ができない可能性があります。

2 報告方法及び報告書類（※様式は県のホームページからダウンロードできます。）

- | | |
|------------------------------|-----------|
| (1) 実績報告書（様式第5号） | 【メール又は郵送】 |
| (2) 実施報告書（様式第5号の1又は3） | 【メール又は郵送】 |
| (3) 宿泊証明書（様式第5号の2）※事業区分1対象 | 【メール又は郵送】 |
| (4) 収支決算書（様式第5号の4）※事業区分2、3対象 | 【メール又は郵送】 |
| (5) その他関係書類 | 【メール又は郵送】 |
- ・請求書及び領収書等の写し
 - ・事業完了写真（実施、設置、施工されたことが分かるもの）
 - ・事業実績を明らかにする資料（募集チラシ、ホームページの写し等） 等

その他

今後の事業改善に役立てるため、補助事業完了後の翌年度に、現地調査及び意見交換を実施させていただく場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

提出先及び問合せ先

事業区分	提出先及び問合せ先
1、2	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県観光推進局観光振興室 <u>情報発信・誘客促進担当</u> TEL 076-444-3517 MAIL（※） akankoshinko@pref.toyama.lg.jp
3	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県観光推進局観光振興室 <u>観光地域づくり推進担当</u> TEL 076-444-3500 MAIL（※） akankoshinko@pref.toyama.lg.jp

※メールの件名の最初に【観光地域づくり補助金】と記載してください。

Q&A

番号	項目	質問	回答
1	申請要件	事業の実施主体は、法人化されていない任意団体、〇〇協議会のような任意組織でも申請可能でしょうか。	協議会等の任意団体が実施主体となることは可能です。ただし、地方公共団体、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体等は含みません。
2		「1事業者あたり」とは、法人単位でしょうか。	支店ごとの申請も可能です(登記がされていない営業所は対象外)。
3		申請は1社につき1事業でしょうか。	同一の実施主体から事業内容の異なる複数の事業を申請することは可能です。なお、補助上限額は1事業者ごとで変わりません。
4	事業区分2(新たな観光コンテンツの造成や磨き上げ)	補助事業実施期間終了後、継続的に実施する取組みは何年程度を想定すればよいでしょうか。	一概には言えませんが、本事業終了後も継続的に実施することを前提とした取組である必要があります。
5		地場産品(魚介類等)を用いた新商品や食事メニューの開発は、補助対象となりますか。	地域の観光資源を活かして観光コンテンツとして造成し、販売に向けた取組みも行うものであれば、申請をすることは可能です。
6		今後継続的に実施することを見据え、無料の体験イベントなどを企画する場合、補助対象になりますか。	造成する観光コンテンツの販売においては、無料にて提供するものは想定にございません。イベントを開催し、その入場料を無料とするようなものや、新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費は認められません。
7	事業区分3(観光客向け受入環境整備)	宿泊・観光施設で、インバウンド対応のための改修費は補助対象になりますか。	原則、事業目的の達成のために不可欠で、軽微な改修等に限りです。
8	補助対象経費等	高付加価値なツアーを組んだ場合、ツアー参加者向けに地域及び職人が制作する特別プレゼントの制作費用や、地域ならではの魅力を活かした飲食費用は補助対象になりますか。	観光コンテンツの造成の一環として、当該費用が観光コンテンツ、旅行商品、名産品等の企画開発にあたるものと認められれば、補助対象となりますが、旅行者が受益する、景品やプレゼントの購入費は補助対象外となります。
9	申請書類	事前相談が「必須」とありますが、どの段階の資料が必要でしょうか。	申請書類一式が揃った段階で事前相談ください。なお、事前相談の段階で、見積書の写しは全て揃っている必要はございません。
10		申請締切後に申請書類の修正・再提出は可能でしょうか。	原則認められません。ただし、不備等で再提出を求められた場合はこの限りではありません。